

都市計画道路の見直し基本方針

取り巻く環境

現在、宮古市内にある都市計画道路は、社会情勢の変化等から、長期にわたり、未整備となっている路線が存在し、周辺にお住まいの方に建築を制限しています。

そのため、道路が都市計画決定された経緯を踏まえ、地元住民の方々に対して説明を行いながら、将来の都市像に沿った計画となっているか等を検証し、必要に応じて見直します。

このことから、長期間未整備の都市計画道路の見直しを行う際の基本的な考え方や方向性を定めた「都市計画道路の見直し基本方針」を作成しました。

【基本方針 1：整備状況に応じた見直し】

- ・長期未整備路線
 - ・市が特に見直しが必要と認める路線
- について、都市計画の「存続」、「変更」、「廃止」等の評価、路線別の整備方針を定めます。

○長期未整備路線とは、目安として20年以上整備が行われていない路線を指します。

「存続」・・・都市計画道路の計画を従来どおり残します。

「変更」・・・当初計画されていた道路幅員を変更します。現在の道路幅員に合わせることや、道路整備延長を短くする方法が考えられます。

「廃止」・・・都市計画道路として位置づけられる路線の計画をなくします。

【基本方針 2：地域の実情や状況に応じた見直し】

- ・自然的な特性や都市構造の特性がある路線
 - ・道路網の整備状況
- に応じて、都市計画道路の必要性を検証します。

「自然的な特性」・・・地形上、車道や歩道の拡幅が難しい場合などが該当します。

「都市構造の特性」・・・拠点となる施設（駅等）が近くにある道路や、商業地域を通る道路の計画を変更する場合など、地域に大きな影響を与えることを指します。

【基本方針 3：復興に応じた見直し】

- ・復興まちづくりに係る道路計画の策定を迅速に進めるため、意向調査、各種調査内容を都市計画道路の見直しに反映します。